

令和8年度県有施設LED化推進事業（リース）グループB 仕様書

1 事業の目的

本県では、令和3年度に策定したかがわエコオフィス計画において、県の事務・事業から発生する温室効果ガス排出量を2030年度までに2013年度比で50%削減する目標を定めている。本事業は、県有施設の照明器具についてLED化を行い、県有施設の消費電力及び温室効果ガス排出量を削減することを目的とする。

2 事業概要

別表1「対象施設一覧」に示す県有施設9か所において、別表2「照明器具台帳」に示す既設照明設備を、それぞれの状態に応じてLEDに更新し、3に示す賃貸借期間における維持管理を行う。賃貸借期間の終了後は、更新設備を施設に無償譲渡する。

3 事業の形態及び期間

本事業は、LED照明器具、LEDランプ及びその付属品等の賃貸借、取替工事及び維持管理を含めた、包括的リース契約である。

(1) 工事期間

契約締結日から令和9年2月28日まで

(2) 賃貸借期間

令和8年10月1日以降、設置が完了した施設から順次10年間の賃貸借を開始し、全対象施設の賃貸借を令和9年3月1日までに開始することとする。なお、各施設の賃貸借期間開始のスケジュールについては、協議により決定する。

4 対象施設

別表1「対象施設一覧（グループB）」のとおり。

5 交換対象設備及び仕様

別表2「照明器具台帳（グループB）」のとおりとし、原則として同表に記載の更新方法に従い作業を行う。

6 LED照明器具及びLEDランプの仕様及び性能

(1) 製品の品質と規格

- ア 照明器具及び付属部品等は新品であること。
- イ 定格寿命が40,000時間以上の製品であること。
- ウ ISO 9001及びISO 14001の認証を取得した工場等で製造した製品であること。
- エ 交換する器は、JIL 5004「公共施設用照明器具」の登録機種又は登録機種相当の性能、機能若しくは仕様の製品であること。
- オ 各種法令、規格、ガイドライン等に適合した製品又は同等以上と認められる製品であること。

(2) 照明性能の基準

- ア 演色性、色温度、照射角度、全光束は既設照明器具と同等とすることを基本とする。
- イ J I S規格において必要照度が定められている施設又は部屋については、これを満たす器具を選定すること。ただし、既設照明器具に関し施設管理者から改善要望等があった場合は、別途発注者及び施設管理者と仕様について個別に協議し決定する。

(3) 設置に関する留意事項

- ア 既設照明器具に対し、更新するLED照明器具が小さく、天井と器具の間に隙間が生じる場合は、意匠性を考慮しリニューアルプレートを設置する等適切に処置すること。
- イ 天井材等にアスベストが含有されている可能性を考慮し、更新するLED照明器具は可能な限り建物の改修を伴わないものを選定すること。
- ウ 誘導灯及び専用型非常灯については更新対象としないが、非常灯兼用器具については、同等性能の非常灯兼用型LED器具等を設置すること。非常灯兼用型LED器具への更新又は専用型非常灯の新規設置については、発注者と協議のうえ決定する。

(4) その他

- ア 県立学校施設においては、学校環境衛生基準における照度等の基準に適合させること。
- イ 県立学校の体育館等、避難所としての使用が想定される場所は、調光制御機能を追加し、個別の照度設定、点滅制御及びタブレット等による無線制御を可能とすること。また、防球を目的とした全面ガードを設置すること。

7 取替工事

(1) 基本条件

- ア LED照明器具及びLEDランプの取り付けに関し、諸法令を遵守し円滑な進捗を図ること。また、諸法令の適用及び運用は受注者の責任で行うこと。
- イ 本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）（令和7年版）」によること。

(2) 施工計画と協議

- ア 契約後速やかに施工計画書及び実施工程表を作成のうえ、発注者と協議すること。
- イ 現場を事前確認し、器具等の取り付け順序、搬入方法及び一時保管場所等について、各施設管理者と協議し決定すること。
- ウ 図面と現況が異なる場合は、現況を優先すること。
- エ 施設所管職員又は施設管理者と打合せを実施した場合は、打合せ記録簿を作成し、2営業日以内に発注者へ提出すること。

(3) 作業時間

- ア 作業時間については、各施設とも平日昼間（午前9時～午後5時）施工を基本とするが、詳細は契約後に施設管理者と協議して決定すること。なお、作業可能時間が休日又は夜間となる場合であっても、契約金額の変更及び工事期間の延長は行わない。

(4) 特殊条件の対応

ア 別表2において「器具交換」の指定がある箇所、特殊な形状であるなど既設照明器具からの交換が困難である場合は、その対応について個別に発注者と協議すること。

イ 別紙2において「器具交換又はランプ交換」の指定がある箇所については、検討段階で更新可能な器具の調達が困難であると判断される場合や外観を変えないことが望ましいと判断される場合はランプ交換を選択しても差し支えないが、それぞれの対応については発注者と情報を共有すること。

ウ 別表2において「ランプ交換」の指定がある箇所については、既設の直管蛍光灯器具を流用し直管蛍光灯型LEDランプを設置することとし、安定器のバイパス工事を確実にを行うこと。また、ソケット、配線及びその他の部品劣化が認められる場合は、必要に応じてそれらを交換するか、流用をやめ、LED照明器具への更新を行うこと。

エ 投光器及び外灯等は、既設のポール及び取付架台等に設置すること。ただし、老朽化等で既設ポール等の流用が困難と判断される場合は、発注者及び施設管理者と協議すること。

オ 高天井照明器具等については、落下防止対策を図ること。また、オートリフター機器がある場合は撤去すること。ただし、制御盤は配線処理後、残置可とする。

(5) 廃棄物の処理等

ア 取り外した既設のランプ及び照明器具等については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令を遵守の上、受注者の負担で適正に処分すること。また、工事完了時に manifests の写しを提出すること。

イ PCB含有の可能性のある機器を発見した場合は、ただちに発注者に報告し、その後の対応については発注者の指示に従うこと。

(6) 更新設備の取扱いと整理

ア 更新したLED照明器具及びLEDランプ等に対して、本事業による賃貸借対象設備(以下「賃貸借品」という。)であることを表記したラベル等を付すこと。ラベルの仕様及び記載内容については発注者と別途協議すること。

イ 発注者より提供する対象施設の平面図を基に、賃貸借品の位置及び型番等を記載した照明配置図を作成すること。

(7) 現地試験と検査

ア 借入期間開始日の10日前までに器具等の取付けを完了させ、現地試験を行い、結果を現地試験成績書として提出すること。現地試験においては、設置状況及び点灯状態の確認、「電気設備に関する技術基準を定める省令」に基づく絶縁抵抗測定、JIS規格に基づく照度測定、その他必要な試験を実施すること。

イ 現地試験の終了後、施設管理者による検査に合格させること。その際、改修により既設の器具と比較して動作が変化する設備については施設管理者に対し共有するとともに、操作が必要な設備については操作手順等の説明を行うこと。

8 提出書類

受注者は、下記に記載した書類を発注者に対し期限内に電子媒体により提出すること。また、工事完了後の提出書類については、各施設管理者に対しても紙媒体で提出すること。

(1) 工事実施前

- ① 施工計画書及び実施工程表
- ② 設置するLED照明器具及びLEDランプの承認図及び仕様
- ③ 設置するLED照明器具、LEDランプ及び周辺機器等の取扱説明書
- ④ 業務体制図及び品質保証体系図
- ⑤ 契約金総額の内訳明細書（設置費用、リース料及び保証費用等の内訳も記載すること）
- ⑥ 対象施設別の内訳明細書

(2) 工事完了後（各施設ごとに作成）

- ① 現地試験成績書
- ② 工事記録写真（器具等の取付け前後の状況については部屋ごとに撮影すること。）
- ③ 照明配置図
- ④ 賃貸借品の管理台帳
- ⑤ 賃貸借品の仕様図及び取扱説明書
（県立学校において調光制御機能を追加した場合、A4両面程度の操作に関する簡易なマニュアルも追加で作成し提出すること。）
- ⑥ 産業廃棄物管理票の写し

(3) 必要に応じ都度提出

- ① 打合せ記録簿
- ② その他、必要と判断した書類

9 設備の維持管理

- (1) 賃貸借期間中、受注者は賃貸借品が正常な状態で使用できるようにすること。
- (2) 受注者は、賃貸借品の設置から賃貸借期間終了までの期間、適切な動産総合保険等に加入するとともに、発注者が通常使用したにも関わらず、賃貸借品及びこれに起因する周辺機器の動作異常や破損、故障が発生した場合は、受注者の負担により、速やかに当該設備及び周辺機器等が正常に動作するよう修繕・交換等の処置を行うものとする。
- (3) 賃貸借品及びこれに起因する周辺機器の不具合や保守点検等の際の受注者の過失により、職員、施設利用者及び物品等に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。
- (4) 受注者は、施設管理者から賃貸借品等の不具合に係る連絡を受けた時は、概ね1週間以内に調査・復旧し、保守作業報告書を提出すること。
- (5) 賃貸借品等の不具合に係る調査の結果、交換や補修等に時間を要する場合は、補修期間等についてその都度施設管理者と協議し、補修期日を別途定めるものとする。

10 借入期間終了時の取扱い

借入期間が終了し、発注者が契約時に定めた費用をすべて支払い終えた後、受注者は賃貸借

品を、その設置施設へ無償譲渡するものとする。なお、借入期間終了後、発注者が費用をすべて支払い終えるまでの間に賃貸借品に不具合が生じた場合は、借入期間内と同様に受注者の負担により当該機器が正常に動作するよう復旧すること。

11 その他

- (1) 賃貸借品に係る公租公課は受注者の負担とする。
- (2) 賃貸借料については、四半期単位で受注者へ支払うものとし、請求書受理後 30 日以内に支払う。
- (3) 賃貸借期間は、本仕様書 3 のとおりであるが、器具等の使用については、設置時から仮使用として認めるものとする。仮使用期間中に発生した不具合については、本仕様書 9 に準ずる。
- (4) 本事業は、本仕様書に沿って実施するものとし、記載のない事項又は内容に疑義が生じた時は、その都度、発注者と協議を行うこと。